

朝日町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

令和7年9月改正

朝日町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「朝日町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 朝日町通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「朝日町通学路安全推進会議」を設置します。

- (1) 朝日町教育委員会事務局教育課
 - (2) 朝日町産業建設課
 - (3) 朝日町管理サポート課
 - (4) 四日市北警察署（注）
 - (5) 三重県四日市建設事務所（注）
 - (6) その他通学路の交通安全対策に関わる関係機関（注）
- （注）表記メンバーの会議参加は必要時招集するものとします。

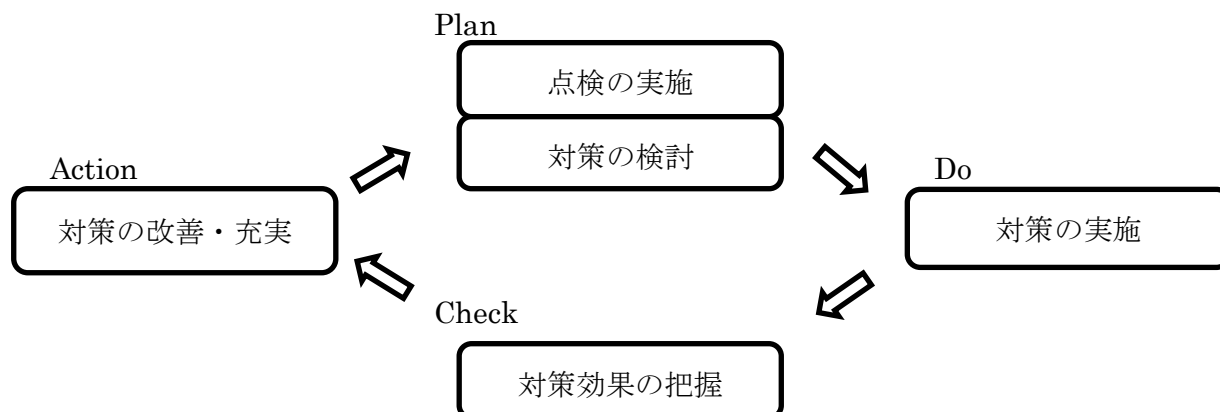
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も関係機関による協議の場を継続的に設け、対策実施後に効果把握を行い、対策の改善・充実に取り組みます。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路の安全確保のためのPDCAサイクル〕



（２）点検の実施及び対策の検討（Plan）

ア PTAによる通学路の点検にて報告される危険箇所により現状を把握します。

毎年度7月末までに朝日町教育委員会事務局教育課（以下、教育課。）へ危険箇所を報告します。教育課は関係機関にその情報提供を行います。

※点検は必要に応じ関係機関にて合同点検を実施します。

イ 関係機関では、情報提供にある危険箇所において各所管の見地から対策が必要な箇所に応じた具体的な対策を検討し、毎年度8月末までに教育課へその対策を報告します。

ウ 朝日町通学路安全推進会議は概ね1年に1回開催し、関係機関により報告された対策について協議を行います。

（３）対策の実施（Do）

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

（４）対策効果の把握（Check）

- ・対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、聞き取り、現地調査等の把握手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

（５）対策の改善・充実（Action）

- ・対策実施後も、点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

４．対策箇所一覧表、対策箇所図の作成

- ・点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成します。